

〔翻刻〕 天明六丙年八月廿日 塩問屋株三拾五同仲買株七拾
御免被為 成下度願上候二付御糺一件

岡村良子

〔翻刻〕

〔表紙〕

天明六丙午年八月廿日

塩問屋株三拾五同仲買

株七拾御免被為 成下度

願上候二付御糺一件

都倉屋与

今日南組惣会所江通達町年寄

被招呼井岡半左衛門様左之通被仰渡候

乍憚口上

塩問屋同上積問屋之儀八是迄仲ケ間之者共名前帳御奉行江差出置商イ
仕来り候所此度塩問屋株三拾五御免被成候ハ冥加銀之割方ヲ以上納
いたし仲間江加入為致度旨相願候

一塩中買与唱内分組合塩商売渡世致候もの共有之処是迄八内仲間ニテ
不取締二付此度右仲買株七拾御免被成候ハ冥加銀初年式十枚翌年
分拾五枚ツ、相納此外株入相届候もの八冥加銀之割方を以上納いた

し中間江加入為致度旨相願候

代判新七 印

右之通願出候二付是迄右問屋并中買組合二不相成商売いたし候者共御糺被成候処一同様加入致願人共同様二申立候尤右両株共冥加銀之割方外々江掛候義八無之銘々商江錢之内分相納候事二而株二相成候共塩直段引上ケ候義八勿論仕来り候商売之外新規之儀相企候筋二八決而無之旨申上候

南久太郎町壹丁目 印
造醬由屋 大和屋新兵衛 印
同町
右同断 富田屋徳兵衛 印
同所式丁目葉屋又四郎 印
支配借屋

右之通相願候間右商売体二携候者差障り有無相糺否返答可申上旨被仰渡奉畏左二御答奉申上候

小売塩屋 和泉屋与兵衛 印
同所三丁目川崎屋忠兵衛支配借屋

此儀私共塩小売并造醬油渡世仕候者共二御座候此度願人有之塩問屋株中買株御免奉願上候此儀私共小売并造醬由仕込二相用ヒ候塩之儀八是迄随分方々二而聞合下直成所二而買請勝手宜敷御座候処右株二被仰付候而者近年不景氣之上段々錢相庭下直二相成商ヒ引合兼候時節二而甚夕迷惑仕候上右之通御免被成候而八買先手挟二相成難渋至極二奉存候尤御益申立奉願上候儀差支奉申上候儀恐多奉存候得共何卒是迄之通御差置被為 成下候八ゝ有かたく可奉存候以上

右同断 平野屋利兵衛 印
同町小□屋新兵衛支配借屋
右同断 姫路屋徳兵衛 印
同所四丁目
造醬油屋 河内屋六兵衛 印
同町

北久太郎町壹丁目蛇草屋
伊兵衛支配かしや

小売塩ヤ 八幡屋傳兵衛 印
同町

小売塩屋 播磨屋又兵衛 印
同所 式丁目

右同断 大屋吉兵衛 印
北久宝寺町壹丁目

造醬由屋 都倉屋 文助 印
同町

右同断 八幡屋平兵衛 印
同町

小売塩屋 松屋いそ

同町

右同断 山田屋たか

代判松屋甚兵衛 印

同町和泉屋勘兵衛 かしや

右同断 河内屋嘉兵衛 印

同町同借屋

造醬由^油 森本屋利兵衛 印

同所四丁目箱屋李兵衛支配かしや

小売塩屋 増屋藤兵衛 印

惣御年寄中

路屋太兵衛 印

同所四丁目年寄

大和屋利兵衛 印

北久宝寺町壹丁目年寄

袋屋徳兵衛 印

同所四丁目年寄

銭屋嘉兵衛 印

右返答書来ル廿五日四ツ時丁代可有持参候已上

右之通御返答奉申上候尤其外右商壳体二携候者当時一人も無御座候二

付乍憚此段奉申上候以上

北久太郎町壹丁目年寄

天明六午年八月廿五日 紙屋太兵衛 印

同所式丁目造醬油屋

都倉屋文助丁内年寄

二付月行司

天満屋藤助 印

南久太郎町壹丁目年寄

中道屋六右衛門 印

同所式丁目年寄

河内屋伊右衛門 印

同所三丁目年寄

右返答書来ル廿五日四ツ時丁代可有持参候已上
右之通御通達申上候間御町々携候もの御糺被成早々御申越被下候勿論
此度之返答御急キ之様子被仰渡候間明後廿二日迄八有無共可被仰下候
已上

通達当番

午八月廿日 南久太郎式丁目

北久太郎町壹丁目

同 式丁目

同 三丁目

同 四丁目

同 五丁目

南久太郎町六丁目

同 五丁目

同	四丁目
同	三丁目
同	壹丁目
北久宝寺町	壹丁目
同	貳丁目
同	三丁目
同	四丁目
同	五丁目
伝馬町	
源左衛門町	

〔解説〕「天明六丙年八月廿日 塩問屋株三拾五同仲買株七拾御免被為 成下度願上候二付御糺一件」

当大阪商業大学商業史博物館収蔵の佐古文書から、表題の史料（以下文中では「天明六年御糺一件」とする）の翻刻を行った。

天明六年、塩問屋株三五と塩仲買株七〇御免の願い出があり、この件について塩の小売商や造り醤油屋に御糺しがあつた件の回答の控えである。内容を検討するにあたり、まず当時の塩問屋と仲買について考察する。

塩問屋と仲買

まず、「大阪同盟塩問屋組合沿革史」、「大阪商業史資料」第二九巻から、塩問屋の誕生と繁栄を見ていく。

「大阪同盟塩問屋組合沿革史」によると、元龜・天正年間以前にすでに食塩商問屋業が存在したという。当時諸国塩船は大阪の北浜井池に着き、それを船頭・水夫などが市街の各所に船で運び各需要者に直接販売していた。そのため販売方法も価格も一定せず、需用者の迷惑も著しかった。そこで当時の富業者、法華庄次郎、塩屋弥三兵衛、塩屋孫兵衛の三名が塩問屋を組織し、奉行所に認可を受けた。^{〔1〕}「灘島赤穂三塩問屋組合之儀者古来より定法相立猶又慶長年中万端取締仕法を以永久相続仕来り候義」とあるので、おそらく慶長の頃であろう。元和年間に至るまでに一〇名にまでなつた^{〔2〕}という。問屋の数は、年代順にまとめると以下のようなになる。

慶長～元和

三～一〇名

延宝七年（一六七九）

七名 #

元禄年間（一六八八～一七〇四）

一四名 *

享保年間（一七一七～一七三六）

二〇軒 ★³

元文六年（一七四一）

一三名 ◆

宝暦十一年（一七六一）

一一名 ◆

安永十年（一七八一）

一一名 ◆

寛政四年（一七九二）

一七名 ★

天保十二年～嘉永四年（一八三〇～一八五一）

一〇軒 ★

弘化三年（一八四六）

十軒 ★

嘉永・文久年間（一八四八～一九六四）

一五名 ★

◆ 『大阪商業史資料』 第二九卷
 (# 『難波鶴』⁴ * 『難波丸』⁵ 調べ) ★ 『大阪同盟塩問屋組合沿革史』、

天保十二年（一八四一）の株仲間禁止で解散後、嘉永三年（一八五

〇）仮組が住吉講を組織、株仲間再興以後住吉講は消滅、従来よりの古組一軒、仮組五軒の二つに分かれた。安政以後はこの二つの区別はなくなり、明治を迎える。

この表で見る限り、享保年間に塩問屋は二〇軒と最多である。当時のようすは「驕奢を尽し、家屋の如きは高閣大廈を建築し、長屋門を設け、（中略）間口十五間以上の広き邸宅を有するものに非ずんば問

屋の資格なき事も内定しありしといふ⁶」とあり、その様子が伺える。

大阪の塩問屋は、取り扱う産地名によって三問屋に区別されており、小豆島の塩は嶋塩問屋、赤穂塩は赤穂問屋、上灘目塩は灘問屋が扱っている。この三つを総称して三塩問屋という。各地から船で運ばれた塩はこれらの問屋が一手に引き受け、仲買を経て需要者に売るのを原則としていた。⁷

次に仲買について、前述の資料「大阪同盟塩問屋組合沿革史」第八章の「古書ノ写」から仲買仲間の存在を中心とその動きを追ってみよう。仲買自体は、享保十年（一七二五）の「記録」には、「十七年以前」⁸に小売とともに「直売」の願いを出したこととあり、宝永五、六年（一七〇九）の頃にはまとまって願い上げをするだけの人数であったことがわかる。宝暦十一年（一七六一）には、灘、嶋、赤穂三塩問屋が組合定法を定めたと報告しており、それ以前の享保の頃は塩の取引に関する制度が整っていく過程にあったと考えられる。享保八年（一七二三）には産地から塩積み船は江ノ子島への繋船が定められ、同十年には西国筋塩船での直売が禁止となり、塩屋徳兵衛、備前屋市右衛門が直売塩船吟味役になる。享保十四年（一七二九）には三郷塩仲買から直売禁止願が出され、「三郷一道に仲買立会」にて取引する等、塩直売禁止が徹底されていく。宝永の頃には、既得権者である問屋に対して小売とともに直売を願う存在であったのが、直売禁止を訴える側になっており、問屋による仲買の支配が進んでいると推察できる。この時期に仲買仲間結成への何らかの契機があるのではない

かと思われる。享保十九年（一七三四）には嶋塩仲買行司より備藤様あてに組合への加入願いが出されているので、仲買行司が存在するよ
うな仲買仲間が組織化され、拡大しつつある様子が垣間見える。

一方で、同仲買小店家は、『増補改定難波丸』⁽⁹⁾でみると、延享四年（一七四七）には「数不知」、安永六（一七七七）には「数百軒」、享和元年（一八〇一）にも「数百軒」とある。延享四年（一七四七）の時点では、「数不知」とあるので、未だ仲買の組織化は完了していないと考えられるのである。また、仲買の名は前述の享保十九年（一七三四）の組合加入願いに挙がっているだけしか判明しない。

それ以外に仲買仲間の存在を示す資料としては、同じく「大阪商業史資料」所収の「塩商」についての記録である。書かれた年代は不明であるが明治以降のものであり、「問屋仲買いずれも株仲間にして問屋株四十二枚仲買株十一枚なりしか」とあり、仲買株の存在を示すものの、「仲買い身元尤も菲薄なるにより自然其仲間の規矩を糺す事能はず故に年行司等其の他職務を置くことを得ず只問屋仲間に附従するのみ」とある。ただし、享保期には年行司の存在は前述のように確かめられるし、天保七年（一八三六）にも「組合塩仲買、塩ノ相場・立会・直売買に関し三塩問屋と契約を交換する」⁽¹⁰⁾とあり、「組合塩仲買行司塩屋与兵衛 塩屋佐兵衛」の名があがっていることから、天保期においても仲買組織は存在していることがわかる。また、同書には問屋業務として、明治七年以前の塩取引の状況が以下のように語られている。

問屋は荷主より積送る所の荷物を、未だ水揚げせざるに先立ち之を受取り、仲買をして評価せしめ、直段取極りたる上現金にて仕切書をも合せて荷主に渡し、其口錢二分五厘を収入す。

これによると、明治以前には仲買に価格の決定権があった。これをそのまま天保期以後の明治までの塩取引の実態とは取れないが、詳細がわからない仲買の活動の一部が示されている。もっとも、それだからといって「只問屋仲間に附従するのみ」という記録が間違っていることは意味しないであろう。寛政三年（一七九一）の史料には「問屋・仲買年中寄合定日」⁽¹¹⁾が掲載されており、塩問屋と仲買の両者の間で利害のすり合わせが行われていたであろう事が推察できる。このあたりは詳しくは後述するが、塩という商品の特質が絡んでいる。

文書の内容

ここで「天明六年御糺一件」の内容を見ていくことにする。

これまで塩問屋は御免株であったが、このたび塩問屋株三四と仲買株七〇を願ひあげ、買加金も上納するという願ひ出があり、このお礼しがあった。文中「塩中買与唱内分組合」とあることから、非公式な形ではあるが組合は存在していることがわかり、また今回の願免に際して、これまで仲買組合ではなかった者も喜んで加わりたいとある。

一方、事情を糺された小売は、仲買株が成立すると、仲買の卸値が

定められ、「今までのように安価な仕入先を探すのがより困難になる」と述べている。塩取引の実態は、仲買を説明した下記に尽きるといっていいだろう。

元来本商に限り仲買は身元尤も菲薄のもの多しこれ畢竟問屋は仲買へ売渡すのみならず其他塩を以て製造する商業人すなわち造醬油屋漬物屋味噌屋等及び遠近諸国の商人又は小売人及び需用人等迄へ売捌きをなすにより故に問屋にして仲買小売の業を兼ねたるものにして加之問屋は仲買の商域を柑刮する尤も多きに基ひす然れ共仲買も又小売の業をなせり⁽¹³⁾

塩は生活必需品であり、また味噌、造醬油、漬物と使用範囲も大きい。また小売りと卸しの境目があいまいで、問屋でも小売りをする。

また問屋は荷主に対し口銭二分五厘を取るといふ定法であるが、中間業者を経ればその分の口銭が付け加えられ、末端価格は上がる。小売にしてみれば、なるべく低値の仕入先を探すことになる。「天明六年御糺一件」中にも「是迄随分方々二而聞合下直成所二而買請宜敷御座候」とあるのはその事情を説明している。また、そのうえ景気は悪く、銭相場も下がり、そのうえ仲買株が許されれば塩の価格はあがり、迷惑至極であるので差し置いてほしいとあり、造醬油屋や塩小売商の立場から言えば至極もつともな回答であることがわかる。

塩の価格

当時の塩の価格については、「島塩一俵六匁内外これを標準に米相場綿相場をだすことあり⁽¹⁵⁾」とあるように、米価と連動している。『大阪市史』第一巻には「天明三年気候順ならず」とあり、続けて「江戸は金一両に米四斗六七升新米五斗前後、大阪は一石九十目以上に上る」とあり、天候不順と飢饉といった当時の状況から塩の生産がおぼつかないことは想像に難くない。天明五年には米価が下がっているで、塩の価格も下がっている可能性があるが、寛政四年（一九七二）に幕府は一年の平均相場と輸入高の調査を行ったため、それ以後の記録は動きを辿ることができても、「天明六年御糺一件」の時期については記録が少ない。わずかに左記のような記録⁽¹⁶⁾がある。

一塩直段十ヶ年分、壹ヶ年宛売平之事

内

安永九子年分	売平三匁五分四厘五毛
天明元丑年	同 三匁九分四厘六毛
同 二寅年	同 四分七厘
同 三卯年	同 五匁三厘余
同 四辰年	同 四匁八分六毛
同 五巳年	同 三匁八分六厘壹毛
同 六午年	同 三匁九分三厘余
同 七未年	同 五匁壹分三厘

同 八申年
寛政元酉年
同 五刃九分貳厘貳毛余
同 五刃六分五厘四毛余

これによると、天明五年には確かに生産地での価格が下がっていることが確認できるが、それも天明元年の価格とほぼ同じなので、暴落というほどではない。また、この資料だけでは当時の状況は判断できないが、少なくとも、天明六・七年にかけてはまた生産地での塩の値段があがっており、塩問屋と仲買の間で価格が管理されていてもいなくても、小売に影響を及ぼすのは必至という当時の事情が推察できる。

「天明六年御糺一件」の元になった願免がどこから出されたのかはわからないが、当資料は、少なくとも天保十二年の株仲間禁止にいたるまでの塩販売をめぐる動きの一端を示しているのである。

当事者たち

次に「天明六年御糺一件」に名を連ねる塩小売商と造醤油屋について調査を行った。ここに「小売塩屋」とともに名を連ねる当時の大阪の醤油製造について、『大阪市史』第一巻にはこうある。

阪地使用の醤油は古くはみな地造にして宝暦年間始めて備前小島及播磨龍野の醤油を輸入するに至りしといふ。本期間醤油に関する株願二三ありしが、孰れも許可を得ずして止めり。

ここに見られるように醤油に関する株願いは三度あり、第一回目は明和元年（一七六四）御池通阿波屋庄助外三名より醤油株七百軒、第二回は天明元年（一七八一）で、願人氏名不明であるが、味噌醤油麹造株三百軒同請売株四百軒、第三回は天明六年（一七八六）、この文書と同年に願人京町堀二丁目近江屋龜之助外一名で、造醤油屋株四百軒及諸国醤油引受問屋株五軒の株願いがあつた。しかし、いずれも許可されていない。その事情として『大阪商業習慣録』では次のように説明している。

素人即ち需用人にして多量の醤油を使用するものは、直ちに之を製造元へ注文し、製造元も亦之に応じ、一樽以上の注文は皆直接之を送れり。（中略）故に問屋・仲買・小売等を区別せんと欲するも、需要人は皆直ちに造り元より直購入するの簡便なるに若かずとし、為に醤油仲間においては、其区分を立つるも遂に無効に属するに依るなり。故に製造元は恰も問屋と仲買を兼ねたるものゝ如し。然れどもこの業を盛大にし、問屋の勢をなすもの六十七名前後あり。又之に次ぐもの百五六十名あり。¹⁷⁾

醤油も塩と事情は似ており、醤油についても小売・仲買の区別を設けることが難しい、「無効」であると説明されている。それでも「問屋の勢いをなすもの」と「之に次ぐもの」は存在していた。また、製

造については、変味しやすいので製造人は製造に注意する。同書にも「地方の製造品は時として輸入あるも、容易には取引を為さざるなり」とある。龍野産の醤油が入ってきてても大阪産の醤油の需要がまったくなくなるわけではなかったようである。

このお糺しの回答を行った当事者たちは、天保八年（一八三七）の「天保仁風便覧」⁽¹⁸⁾にその名を見ることができ、ここに、所と屋号の一致したものをあげてみよう。

「天明六年御糺一件」

「北久太郎町貳丁目 都倉屋文助」

「北久太郎町貳丁目 松屋いそ」

「南久太郎町壹丁目 大和屋新兵衛」

「南久太郎町四丁目 河内屋六兵衛」

「北久宝寺町壹丁目 八幡屋平兵衛」

「北久宝寺町壹丁目 山田屋たか」

「仁風便覧」

「北久太郎町貳丁目」の項

「北久太郎町貳丁目」の項

「南久太郎町壹丁目」の項

「大和屋甚三郎」

「河内屋六兵衛」

「八幡屋市兵衛」

「山田屋庄介」

「北久宝寺町壹丁目 和泉屋勘兵衛」

家主

以上の比較からわかるとおり、「天明六年御糺一件」と「仁風便覧」で名前が一致しているのは、「北久太郎町貳丁目」の項の「都倉屋文介」⁽¹⁹⁾と、「同四丁目」の項には「河内屋六兵衛」である。

また、天保三年（一八三二）「後編買物独案内 全」⁽²⁰⁾には次のような記載がある。

（屋号） 上醤油地売 おろし 南久太郎町四丁目 小うり 河内屋六兵衛

「地売」とあるので、醤油を生産していると同時に卸、小売を行っていることも確認できる。

また、同書には、

（屋号） 溜醤油地売 おろし 小うり 北久太郎町二丁目 都倉屋与兵衛

とある。この人物は、「仁風便覧」では「都倉屋文介」と同じ町に名を連ねているのであるが、この資料によって同じく造醤油屋である

ことが知れる。

右記のリストの上下の人物同士が名前が違ってても同一の家、もしくは同業であると断言することは、もちろんできないが、先の都倉屋のように「天明六年御糺一件」とその五〇年後の「仁風便覧」で、名前が違ってても所と屋号が一致する人物が同業だという例もあるので、まったく関係がないとも言い切れないであろう。同様に「天明六年御糺一件」の最後に名を連ねる年寄でも、八名のうち屋号が同じ者が二人を数え、同一の名前が続いているのは「大和屋利兵衛」のみである。

「天明六年御糺一件」中に名前を連ね、「仁風便覧」にも見える「河内屋六兵衛」は、時代の下った明治刊行の「商工技藝浪華の魁」⁽²⁾には、

(屋号) 醤油製造業 南久太郎町遍三休橋東へ入

若江六兵衛

河六事

とあり、また、明治二十八年の「商業資料」⁽²²⁾の「大阪商人見立」という大阪の商人の一年の所得による番付に、四段目、相撲でいえば、前頭の位置にあたるのである⁽²³⁾か、「醤油商 五、四七四 若江六兵衛 東」と記載されており、百年続いていると考えられるのである。

注

- (1) 『大阪同盟塩問屋組合沿革史』『大阪経済資料集成』第五巻、大阪商工会議所、一九七四年、三一六ページ
- (2) 同書 三二七ページ
- (3) 同書 三二七ページ 同書所収の宮本又次先生による解説には、「享保年中には二十七名になった」とあるが、資料の上からは確かめられなかった。
- (4) 延宝七年七月「難波鶴 全」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵
- (5) 『難波丸』の記述については『大阪編年史』第六巻を参考にした。
- (6) 『大阪同盟塩問屋組合沿革史』 三一九ページ
- (7) 同書 三二八ページ
- (8) 同書 四〇一ページ
- (9) 『灘嶋赤穂塩問屋組合旧記』『大阪商業史資料』第二九巻 二九—三六
- (10) 『大阪編年史』第二六巻拾遺中の『改正増補難波丸綱目』による。本学博物館所蔵の「難波丸」では、宝永元(一七〇四)、寛永年間(一七四八—一七五二)、安永六(一七七七)で確認、前二著は「数不知」、安永六年では「数百軒有」とある。
- (11) 『大阪同盟塩問屋組合沿革史』 四四九ページ
- (12) 同書 四〇八ページ
- (13) 『灘嶋赤穂塩問屋組合旧記』『大阪商業史資料』第二九巻 二九—三三
- (14) 同右
- (15) 『大阪同盟塩問屋組合沿革史』三三六ページ
- (16) 『伊予国塩田史料 天野家文書 その一』五二八 大坂町奉行所ヨリ 浜師呼寄ノ覚書(寛政二年) 日本塩業大系編集委員会編、『日本塩業大系史料編近世』(一) 日本専売公社 一九七五年、八七五ページ
- (17) 『大阪商業慣習録中編』『大阪商業史料集成』第一集、大阪商科大学

経済研究所、一九三四年、一二二ページ

(18) 天保八年「仁風便覧」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵

(19) 「天明六年文書」には「文助」とあり、「助」の字が異なるが、同一人物と判断した。

(20) 天保三年八月「後編買物独案内 全」、佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵

(21) 明治十五年二月「商工技芸浪華の魁」、佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵

(22) 「明治廿八年九月十日 第貳卷第七号」『商業資料 復刻版』所収 永江為政編著 新和出版社 一九七三年

(23) 若江六兵衛の名前は他に「大阪商員録」(明治、佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵) 役員ノ部に「造醤油商 取締」として掲載されており、他には、『大阪経済資料集成』第七卷「造醤油仲間規約」には「東区南久太郎町三丁目九番地 若江六兵衛」とある。まったく余談であるが、大阪には現在も醤油を作っている会社がある。大醬株式会社といひ、創業は寛政十二年(一八〇〇)、前身は河又醤油で、河内屋又兵衛の名は「江戸積醤油並二地売」と「商人買物独案内」(文政七)と「大阪商工銘家集」(弘化三年、佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵)に、その名が見える。

参考文献

- 『大阪経済資料集成』第五卷 大阪商工会議所 一九七四年
 『同』第七卷 大阪商工会議所 一九七五年
 『大阪商業史資料』第二九卷 大阪商工会議所 一九六四年
 『大阪商業史料集成』第一集 大阪商科大学経済研究所 一九三四年
 『大阪市史』第一卷(復刻版)、清文堂出版、一九六五年
 『大阪編年史』第二六卷拾遺 大阪市立中央図書館 一九七九年
 本庄栄治郎『経済史研究』京都弘文堂書房 一九二一年

永江為政編著『商業資料 復刻版』新和出版社 一九七三年

日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系史料編近世(一)』日本専売公社 一九七五年

天保三年八月「後編買物独案内 全」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵

天保八年「天保仁風便覧 全」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵

弘化三年「大阪商工銘家集」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵

明治一五年二月「商工技芸浪華の魁」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵

明治「大阪商員録」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵

